

## 南知多町いじめ防止基本方針改定の主な内容

### (1) 改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「愛知県いじめ防止基本方針」に基づく改定事項

- ① けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を認識する必要があることを新たに加えた。 (「第2 いじめの定義」関係)
- ② 学校の組織的対応の徹底及びいじめ解消後の再発防止に十分留意することを新たに加えた。 (「第3 関係者の責務」関係)
- ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況や達成状況を、学校評価に位置付けて評価し、いじめ防止等の取組の改善を図ることを新たに加えた。 (「第5 学校としての取組」関係)

係)

### (2) 南知多町いじめ問題専門委員会の協議に基づく改定事項

いじめによる重大事態発生時の対応（フロー図）について、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(文部科学省)を参考に、学校及び教育委員会の取るべき対応を具体化した。

#### 主な改定事項

- ① 重大事態発生の報告を受け実施する学校（場合によっては専門委員会）主体の「基本調査」「初動アンケート」の内容を具体化した。
- ② 学校主体の調査を受け、専門委員会主体で行う調査を「詳細調査」と位置付け、その内容を具体化した。
- ③ いじめ対応に併せて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など「心のケア体制」を整備することを加えた。
- ④ 専門委員会の所掌業務に「調査結果に係る検証を行い、再発防止のための改善策を可能な範囲でまとめ、町教育委員会に答申すること」を加えた。